



令和4年10月3日
羽生市立村君小学校
ほげんだより

運動会に向けて、御家庭でも健康管理に心がけていただき、ありがとうございました。毎日の練習をがんばり、当日にはすばらしい競技や演技を見せてくれたことを、うれしく思います。みなさんの最後まであきらめずにがんばる姿に感動しました。

これからの時期は、気温の変化が大きくなります。規則正しい生活を心がけ、衣服の調節をするなどして、体調をくずさないようにしましょう。

10月の保健目標

- <保>目を大切にするために、姿勢をよくしよう
- <歯>よくかんで食べよう
- <食>季節の食べ物について知ろう



歯みがきセット(鏡・歯ブラシ)の確認をお願いします

歯みがきの時間では、鏡を使用しています。鏡があると、自分の歯のどの部分がみがけていないかチェックができ、みがき残しが減ります。歯ブラシセットの中に、鏡も忘れずに準備しておいてください。また、歯ブラシの毛先が開いている児童も見られます。毛先の開いた歯ブラシを持っている児童には、手紙を渡しますので、早めに歯ブラシの交換をお願いします。御家庭でも毛先が広がっていないかチェックをお願いします。毎月、学校で歯ブラシと鏡のチェックを行いますので、御家庭の御協力をお願いします。



保健指導を行いました

9月1日(木)に、身体測定を行いました。測定前に、保健指導「生活リズムを整えよう」を行い、「早ね・早起き・朝ごはん・朝うんちクイズ」を出しました。クイズを通して規則正しい生活の大切さについてお話ししました。2学期も毎日元気に過ごすために、生活習慣を見直しましょう。また、新型コロナウイルス感染予防のために大切なことを確認しました。手洗い、正しいマスクの着用など、引き続き一人一人が感染予防対策を徹底するようにしましょう。



新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

羽生市教育委員会より下記の内容について連絡がありましたので、お知らせします。

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について

- (1) 有症状患者
 - ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
 - ・現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする(従来から変更なし)。
- (2) 無症状患者
 - ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする(従来から変更なし)。
 - ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

【留意点】

療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底をお願いします。

2 新型コロナウイルス陽性者となった児童生徒の出席停止等の期間について

- (1) 有症状患者(現に入院している者を除く)
 - 出席停止期間・・・発症日(0日目)から7日間
 - ※症状が軽快していない場合は、出席停止期間を延長
- (2) 無症状患者
 - 出席停止期間・・・発症日(0日目)から7日間
 - ※「5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする」とあるため、保護者等が用意した抗原定性検査キットを用いて5日目に検査し、陰性を確認した場合には、出席停止期間等の短縮を可能とする(当該検査結果の画像等を学校に提示し、認められた場合)。
 - ※抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを必ず用いること。

目にやさしい生活をしよう

10月10日は「目の愛護デー」です。テレビやゲーム、スマートフォンの画面などを見続ける生活が多くなっていませんか。知らないうちに目に負担がかかっています。ふだんから目にやさしい生活を心がけましょう。



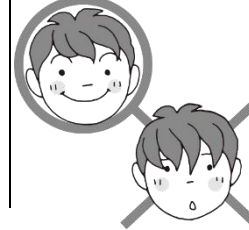
勉強・読書は正しい姿勢で



テレビやゲームは時間を決める



前髪が目にかからないように



早めに寝て目を休ませる



目をゴシゴシこすらない



